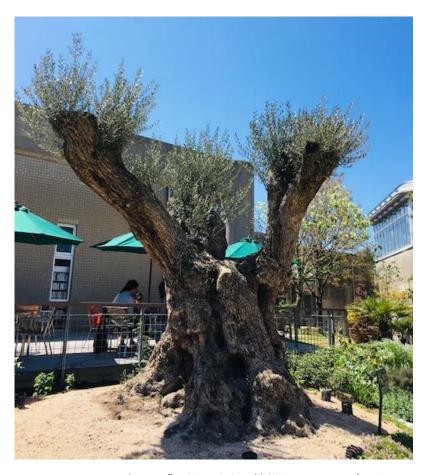
^{令和7年度} ふれあい教室要覧



ときわミュージアム「世界を旅する植物園」オリーブの木



宇部市教育委員会

ふれあい教室では、不登校の児童生徒が元気を取りもどし、 学校復帰することをめざします

さまざまな理由(心理的、情緒的、社会的要因や背景等)で、学校に行かない、学校に行きたくても行けない状況にある児童生徒が増加傾向にあります。このような状況は、どの児童生徒にも起こる可能性があり、特定の児童生徒だけのことではありません。

宇部市教育委員会では、この状況を改善するために、「ふれあい教室」を開設しています。 「ふれあい教室」では、次のような支援を通して、児童生徒や保護者の悩みの解消をお手伝いしています。

元気を取りもどす支援

- 1 学校と家庭の中間の場(施設)という位置付けをし、両者のパイプ役となって、 児童生徒の自立を支援します。
- 2 教科の学習については、児童生徒の状況に応じて支援します。
- 3 様々な体験活動を通して、コミュニケーション能力を育成し、児童生徒が自分 自身を再発見していく支援を行います。
- 4 児童生徒、保護者の悩みを解消するために、継続した相談を行い、支援します。 (自然体験活動、仲間づくりの活動、体育活動、ボランティア活動等)

「ふれあい教室」で、こころの元気を取りもどそう!

- 1 **通室対象** ・ 市内の小中学校に在籍している「学校に行かない、学校に行きたくても 行けない」状態にある児童生徒
 - ・ 保護者の申し出により、在籍校の校長を経由し、教育委員会が通室を認めた児童生徒(通室した日は、学校の出席扱いになります。)
- 2 通 室 日 月~金の平日 9:00~15:00 (水曜日は出張ふれあい教室や読書活動など、体験活動を実施します。 体験活動がない場合、ふれあい教室は12:00まで開室します。) ※ 年間の活動計画は、「4 週活動計画」を参考にしてください。
- 3 留意点 (1) 昼食(弁当) を持参してください。
 - (2) バス・電車で通室する場合は、通学定期割引制度がありますので、学校と相談してください。
 - (3) 保護者が責任をもって通室させてください。
 - (4) 自転車で通室する場合は「自転車通学許可願」を提出し、保護者が責任をもって通室させてください。また、利用の際は<u>ヘルメットを必ず着用してください。</u>
 - (5) 不測の事故の場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となります。

4 週活動計画(回数は予定)

	月	火	水	木	金
9:00		ઢ	れあいタイ	Д	
10:00	自主学習 (質問日)	社 会 (質問日)	○チャレンジデー○出張ふれあい教室 (年 10 回)○読書(年 10 回)	数 学 (質問日)	国語
11:50	清掃活動		〇彫刻清掃(年6回)	清掃活動	
12:00	昼 食		〇イラスト教室 (年 5 回)	昼食	
14:50	理科	英語		体 育 活 動	自主学習
15:00	ふり返り			ふり返り	

- ☆ 学習は、基本的に自学自習で取り組みます。 児童生徒の状況に応じて、弾力的に対応します。
- ☆ 個人面談・相談については、個別に時間を設定 します。

5 年間活動計画

・体験活動として「出張ふれあい教室」を実施します。 (調理体験、カヌー体験、登山など、年10回)



ふれあい教室~学習室

- ・その他に、読書活動(市立図書館)、彫刻清掃、イラスト教室等を実施します。 (各月1~3回)
- ・保護者懇談会は、年3回、各学期末頃にふれあい教室に在籍している通室生と保護者 を対象に行います。
- ・夏休み、冬休みも自主学習等の場として午前中開室する日があります(希望者対象)。 ※ ただし、土日祝日、学校閉庁日は閉室

6 保護者(家族)・児童生徒(本人)・学校等からの相談

電話相談・来所相談

- ・月曜日から金曜日まで 9:00~16:30
- ・「教育支援員」が相談に応じます。
- ・「心理カウンセラー」による相談も受けられます。

火・金曜日9:00~12:00 (日時は事前にご相談ください)

定例教育相談

・公認心理師による相談を受けられます。 (原則、第3火曜日の15:00~17:00に、宇部市教育委員会教育支援課で 実施)

必要に応じて、他の専門 機関等を紹介します。

通室・学校復帰等の手順

大切なことは、在籍している学校の先生と、じっくり話し合うことです。

教育相談

- 学校での教育相談
- 学校で十分協議し、ふれあい教室(教育支援課)への通室の申込
- 在籍校から「対象者調べ」の提出、担任と面談
- 通室希望生徒・保護者…ふれあい教室の見学・面談を行い、通室意思を確認
- 通室を希望する場合、学校から教育支援課へ連絡し、手続き開始

通室申込み

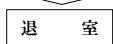
- 保護者から学校へ「通室願」の提出
- 在籍校の校長から教育支援課へ「通室願」の写しと「通室申込書」の提出



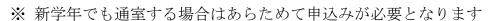
○ 教育委員会から在籍校へ「通室承諾書」(学校および保護者宛)を送付



○ 通室 → 自立支援 → 学校復帰



- 教育委員会から在籍校へ「退室通知書」の送付
- 学年末で通室生は全員退室となります





ふれあい教室からの風景



(宇部市教育委員会 教育支援課 TEL(0836)34-8630)